

## 広告物等許可申請が必要なものとして 取り扱うこととなる広告物等の面積算定（令和4年4月1日から適用）

### 17 表示面積の算定

(1) 表示面積の算定は1基の広告物等毎に行います。1基の判定は、表示部分、支柱などの掲出物件が1体となっていることなどから判断します。

(2) 広告物の掲出物件が、専ら広告物等を表示することを目的としない場合は、一体となって1つの面積を算定します。

(3) 空間部分の面積を算定するものであれば、その面積を算定します。ただし、広告内容を表示していない場合は、面積を算定しません。

(4) 平面状の面積を算定するものであれば、その面積を算定します。ただし、平面状の面積を算定するものであれば、その面積を算定します。ただし、平面状の面積を算定するものであれば、その面積を算定します。

(5) 立体的な広告物等の表示面積の算定は、原則として当該広告物等の側面積を合算して算定しますが、各側面の面積算定は、前項の平面状の広告物等の例により行います。球状の広告物等については、当該広告物等を内包できる四角柱の側面積で算定します。また、円柱状の広告物等については、2つまでの円柱表面積で算定します。

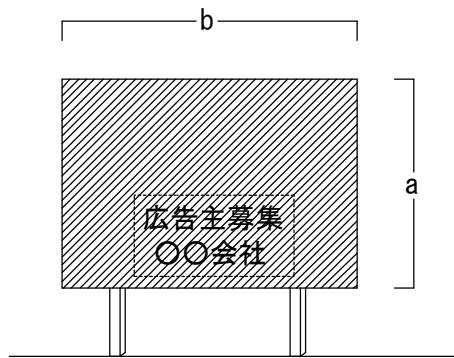
(6) 敷地内独立広告物等、野立て広告物等については、脚台、支柱、コンクリート基礎部分等を除いて面積を算定します。

(7) 敷地内独立広告物等、野立て広告物等について、広告幕が同時に表示される場合は、広告幕の面積を別途に算定し、敷地内独立広告物等、野立て広告物等の表示面積と合計します。

(8) 1基の広告物等に、複数の種類（企業）の広告がある場合は、原則として全体の表示面積を合算して計算します。この場合は、表示面積の割合による案分は行いません。

ただし、申請者が特に希望して、かつ市長がやむを得ないと認める場合に限り、例外的に各種類（企業）別に申請を受け付け、個別に表示面積を算定することがあります。（合算の場合よりも手数料が割高となります。）また、許可の期限は原則として1基の広告物等について同一となります。なお、屋外広告物を掲出する物件が、専ら広告物等を表示することを目的としない場合には、その物件に掲出される広告物等は個別に表示面積を算定するものとします。（例えば、建物に複数の種類の広告のある突出看板等が2基設置されている場合は、各々の突出広告板等ごとに表示面積を算定しますが、2基の合算はしません。）

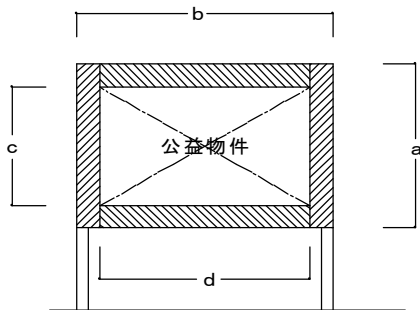
(9) 表示可能面積の相当部分が白地で、掲出者（スポンサー）を募集している旨の表示のある場合は、白地部分も含めて表示面積を算定します。



- 表示可能面積で算定する。  
基礎及び支柱等の部分は算入しない。

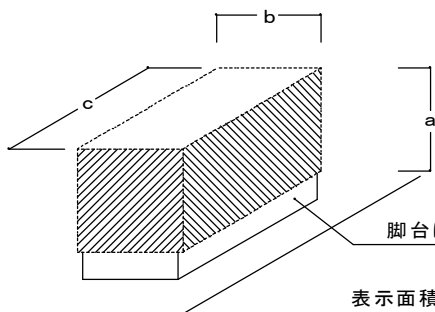
$$\text{表示面積} = a \times b$$

$$\text{両面の場合} = a \times b \times 2 \text{ 面}$$



- 原則として、長方形又は正方形  
それぞれで計算し合計する。

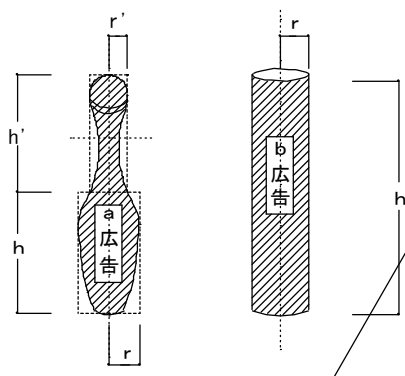
$$\text{表示面積} = a \times b - c \times d$$



- 立体的な広告物等は側面積を合計  
して算定する。  
(社会通念上広告物等を掲出しない  
ことが明らかな面は合計しない。)

脚台は算定しない。

$$\text{表示面積} = (a \times b) \times 2 \text{ 面} + (a \times c) \times 2 \text{ 面}$$



- 円柱状等の広告物については、2つ  
までの円柱側面積で計算する。

a 広告

$$\text{表示面積} = 2 \pi r h + 2 \pi r' h'$$

b 広告

$$\text{表示面積} = 2 \pi r h$$